

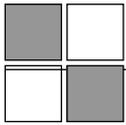
資料編（参考資料）



郡上市食育キャラクター



「たーんと君」



策定の経緯

【1】食育推進会議

平成28年度

会 議	月 日	会 場	内 容
第1回 食育推進会議	平成28年 6月22日	八幡防災センター	1. 交代委員委嘱書交付 2. 食育推進の経過説明及び活動報告 3. 第2次郡上市食育推進基本計画説明 4. 今年度の取り組みについて 5. 情報交換
第2回 食育推進会議	平成29年 3月3日	郡上市役所4階	1. 平成28年度の活動報告 2. 次年度の取り組みについて 3. 情報交換
食育担当者会	平成28年度 年5回	郡上市役所	1. 食育推進活動についての情報交換 2. 第2次計画ダイジェスト版の作成

平成29年度

会 議	月 日	会 場	内 容
第1回 食育推進会議	平成29年 6月19日	八幡防災センター	1. 委員委嘱状交付 2. 役員選出 3. 食育推進の経過説明及び活動報告 4. 第2次郡上市食育推進基本計画説明 5. 今年度の取り組みについて
第2回 食育推進会議	平成30年 2月27日	郡上市総合文化センター	1. 平成29年度の活動報告、事例発表 2. 平成29年度青年期への取り組みに対する評価 3. 平成30年度の取り組みについて

第1回 食育担当者会議	平成29年 6月13日	郡上市役所	1. 第2次郡上市食育推進基本計画の説明 2. 第1回食育推進会議について 3. 情報交換
第2回 食育担当者会議	平成29年 8月22日	郡上市役所	1. 食の祭典、食育まつりについて 2. 情報交換
第3回 食育担当者会議	平成30年 2月9日	郡上市役所	1. 第2回食育推進会議及び食育推進活動について 2. 情報交換

平成30年度

会 議	月 日	会 場	内 容
第1回 食育推進会議	平成30年 7月31日	八幡防災センター 研修室	1. 委員委嘱状交付（新任4名） 2. 第2次食育計画推進の経過説明 3. 情報提供 4. 平成30年度の取り組みについて
第2回 食育推進会議	令和元年 2月26日	郡上市産業プラザ	1. 平成30年度の食育推進活動の報告 2. 平成30年度食育推進活動について 3. 平成31年度の取り組みについて
第1回 食育担当者会議	平成30年 7月18日	郡上市役所	1. 食育推進会議及び第2次郡上市食育推進基本計画の説明 2. 第1回食育推進会議、協働で取り組む食育推進について 3. 情報交換
第2回 食育担当者会議	令和元年 2月8日	郡上市産業プラザ	1. 各課、関係団体の食育推進活の報告 2. 平成30年度食育推進活動について 3. 平成31年度食育推進活動について 4. 第2回食育推進会議及びH31年度食育推進活動について 5. 情報交換

令和元年度

会 議	月 日	会 場	内 容
第 1 回 食育推進会議	令和元年 7月2日	郡上市産業プラザ	1. 委員委嘱状交付（15名） 2. 第2次食育計画推進の経過説明 3. 情報提供 4. 令和元年度の取り組みについて協議
第 2 回 食育推進会議	令和2年 2月28日	郡上市産業プラザ	1. 令和元年度の食育推進活動の報告 2. 令和元年度食育推進活動について協議 3. 令和2年度の取り組みについて
第 1 回 食育担当者会議	令和元年 6月24日	郡上市産業プラザ	1. 食育推進会議及び第2次郡上市食育推進基本計画の説明 2. 第1回食育推進会議、協働で取り組む食育推進活動について 3. 情報交換
“第2回 食育担当者会議”	令和2年 2月17日	産業プラザ	1. 各課、関係団体の食育推進活動の報告 2. 令和元年度食育推進活動について 3. 令和元年度食育推進活動について 4. 第2回食育推進会議及び令和2年度食育推進活動について 5. 情報交換

令和2年度

会 議	月 日	会 場	内 容
第 1 回 食育推進会議	令和2年7月	書面	1. 新任委員紹介 2. 郡上市食育推進会議趣旨説明、会議予定 3. 食育推進活動、第2次計画（基本目標・施策・年代別食育）見直しへの意見収集の延期の承認、食育推進活動、第2次計画（基本目標・施策・年代別食育）見直し素案提示

第1回 食育担当者会議	令和2年 8月18日	郡上市産業プラザ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食育推進会議及び第2次郡上市食育推進基本計画の説明 2. 第1回食育推進会議（書面）、協働で取り組む食育推進活動について 3. 情報交換
第2回 食育担当者会議	令和3年 3月23日	郡上市産業プラザ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各課、関係団体の食育推進活動の報告 2. 令和2年度食育推進活動について 3. 第2次計画（基本目標・施策・年代別食育）見直し、素案の協議 4. 情報交換

令和3年度

会 議	月 日	会 場	内 容
第1回 食育推進会議	令和3年 7月16日	郡上市産業プラザ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委嘱式 2. 基本目標、基本施策、年代別食育の確認 3. 目標値の予想
第2回 食育推進会議	令和3年 12月16日	郡上市産業プラザ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 素案協議（基本施策、基本目標、年代別食育） 2. 第2次郡上市食育基本計画の評価と見直し
第1回 食育担当者会議	令和3年 7月8日	郡上市産業プラザ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第2次郡上市食育推進基本計画の説明 2. 第1回食育推進会議について 3. 情報交換
第2回 食育担当者会議	令和3年 12月7日	郡上市産業プラザ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第2次郡上市食育推進基本計画の評価 2. 第2回郡上市食育推進会議について 3. 情報交換

郡上市食育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 郡上市食育推進基本計画（以下「推進計画」という。）の策定及び進捗状況の把握や評価を行い、市内の団体、関係機関等の連携及び協力のもと、総合的な食育を推進するため、郡上市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進計画の進捗状況の把握及び評価に関すること。
- (3) 食育の推進に関すること。
- (4) 「食」に関する機関の相互連携に関すること。
- (5) その他計画の策定、推進及び評価に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 食育の推進に関する団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の構成)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員うちから互選する。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは委員以外の関係者に推進会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 23 年 5 月 2 日から施行する。

(郡上市食育推進基本計画策定委員会設置要領の廃止)

2 郡上市食育推進基本計画策定委員会設置要領（平成 21 年郡上市告示第 122 号）は、廃止する。

郡上市食育推進会議委員

順不同

	氏名	役職名	委員区分	所属等
1			医師会の代表	郡上市医師会
2			歯科医師会の代表	郡上歯科医師会
3			食品衛生協会の代表	郡上食品衛生協会・調理師会
4			食生活改善推進員の代表	郡上市食生活改善推進員協議会
5			農業協同組合の代表	めぐみの農業協同組合郡上営農経済センター
6			農業生産者の代表	岐阜県女性農業経営アドバイザー
7			商工会の代表	郡上市商工会女性部
8			青少年育成推進員の代表	郡上市青少年育成推進員会
9			園児・児童・生徒の保護者代表	県PTA連合会母親委員
10			幼稚園・保育園の代表	郡上市保育研究協議会
11			小学校・中学校の代表	郡上市小中学校校長会栄養教諭部会顧問
12			高校の代表	高校
13			食育ボランティア団体の代表	郡上食育応援隊
14			一般公募	一般市民
15			一般公募	一般市民

アドバイザー

			保健所（行政）	岐阜県関保健所 健康増進課
--	--	--	---------	---------------

郡上市庁舎内食育担当者会名簿

	所属名	課名	職名等	氏名	備考
1	農林水産部	農務水産課			
2	農林水産部	畜産課			
3	商工観光部	商工課			
4	教育委員会事務局	学校教育課			
5	教育委員会事務局	社会教育課			
6	教育委員会事務局	学校給食			
7	健康福祉部	社会福祉課			
8	健康福祉部	児童家庭課			
9	健康福祉部	高齢福祉課			

10	健康福祉部	健康課			事務局
11	健康福祉部	健康課			事務局
12	健康福祉部	健康課			事務局
13	健康福祉部	健康課			事務局
14	健康福祉部	健康課			事務局

用語解説

食育

食育基本法の中では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育、及び体育の基礎となるべきもの」、「様々な経験を通して食に関する知識と、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること」と位置づけている。

食育基本法

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を営むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成17年6月10日の第162回国会で成立、同年7月15日に施行された。

市民協働

市民及び行政等関係機関が、それぞれの得意分野を活かしながら、協力、連携して社会的課題の改善や解決にあたること。

地域コミュニティ活動

地域住民が協力して地域課題の解決にあたること。防犯・防災、環境美化、弱者支援など、その内容は多岐に亘る。

食農体験

生きることの最も基本的な要素である「食」とそれを支える「農（農業）」について学び体験すること。

中食

手を加えなくても食事として食べられる状態に調理された食品を、家庭などに持ち帰って利用する食事形態で、内食（家庭で料理したものを家庭で消費）と外食（家庭外で調理されたものを家庭外で消費）の中間に位置する。

GAP（農業生産工程管理）

農業者自らが、（1）農作業の点検項目を決定し、（2）点検項目に従って農作業を行った記録（記帳）をつけ、（3）記録を点検・評価するとともに、改善点を見出し、（4）次回の作付けに活用するという一連の農業生産の工程を管理すること。

長年の経験に頼りがちな農業を、「いつ頃、どんな肥料を使ったのか。」「農薬は、どんな成分が入っている農薬を使い、いつ頃、何回使用したのか。」というようにしっかり記録することで、農産物の安全確保から環境保全、農産物の品質の向上、労働の安全確保に有効な手段として、全国各地で導入が進められている。

Good Agricultura Practice の頭文字をとってGAPと言う。

TPP（環太平洋パートナーシップ）

環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）の略。TPP協定は、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの計12カ国による包括的な経済連携協定である。2015年10月、大筋合意に至っており、関税の撤廃・削減の他、投資、政府調達、知的財産など幅広い分野で共通ルールが取り決められている。物品の貿易については、日本の全貿易品目（9018品目）の95%の関税が最終的に撤廃され、関税が残るのは農林水産物443品目だけになる。農林水産物（2328品目）は関税を課している品目の半数に当たる約400品目の関税を撤廃することになり、コメは関税を残したものの米豪に対して無関税の輸入枠を新たに設けることになった。

地産地消

「地場生産—地場消費」を略した言葉で、地域の消費者需要に応じた生産と、生産された農林水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取り組み。

農業粗生産額

農業により生産された農畜産物と、農畜産物を原料として作られた加工農産物を販売して得た利益額。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

教育ファーム事業

教育ファームとは、生産者（農林漁業者）の指導を受けながら、作物を育てるところから、食べるところまで、一貫した本物体験の機会を提供する取り組みのこと。

体験を通じて、自然を活かす力やそれを活かす生産者の知恵と工夫を学び、生産者の苦労や喜び、食べ物の大切さを実感をもって知ることを目的として、農林水産省が全国各地で教育ファーム事業を推進している。

農林漁業者など実際の業を営んでいる人から指導を受けて、同一人物が同一作業（農業・林業・漁業）を2日以上行うことが定義となっている。

地域循環型

生産、加工、流通（販売）、消費といった一連の流れが、地域の中で有機的に結びつき、日々の暮らしの中で、食べ物の成り立ちや、地元の食材、旬の食材等に関する知識を得ていくことが望ましいとの考えから、地産地消より広義の意味を持つ、本計画特有の表現として用いたもの。

【郡上市の郷土食・行事食（抜粋）】

料理名等	言われ等	主な材料
つぎ汁	建前や法事等人が集まる場で“つぎ合い”振る舞う。(明宝地域)	だし汁・酒・薄口しょうゆ・砂糖 南蛮・豆腐等
昆布汁	年取りのおかず。元旦明けに食べる所もある。糸昆布は“細長く生きる”の意。	糸昆布・大根・人参・豆腐・油揚げ ごぼう・里芋・こんにゃく等
じんだ汁	“一生まめで無事終わった”ということで法要の時に作られ、大豆は必ず一升(一生)使用する。寒い山間地域でのたん白源と体を温める料理。	大豆・大根・人参・ごぼう・椎茸 だし汁・しょうゆ・みりん等
ほう葉寿司	農繁期の前日に作る。熱い寿司飯等をほう葉で包むと香りが移り美味しい。	人参・ごぼう・干し椎茸・蓮根 しらす干し・寿司飯等
魚飯	煮干をつかったご飯で、さかなめし・うむしめしなどと呼ばれる。	米・煮干し・ごぼう・人参・干し椎茸 だし汁・しょうゆ・酒・みりん等
へぼめし	7～8月頃の小さめの巢のハチの子をとって置いて、彼岸の頃に佃煮にする。 ハチの子をいり煮して炊き上がりのご飯に混ぜて蒸す。	米・ハチの子・しょうゆ・砂糖
鮎めし	郡上の川でとれた鮎を使い、お盆等の人が集まる場で振る舞うご飯としてよく作る。	米・鮎・しょうゆ・酒・だし汁
年越しの煮物	正月3が日位は主婦が楽できるように沢山作り、何度も火を通して食べる。材料や切り方は地域により異なる。 豆腐＝雪を表す 糸昆布＝細長く生きる 輪切り＝家族・地域が輪になって迎える正月 拍子切り＝暮～正月にかけての火の用心 親いも子いも＝親子揃って年越し	大根・人参・豆腐・油揚げ・ごぼう 里芋・こんにゃく・煮干し・糸昆布 しょうゆ・だし汁等
山の講の料理	大きな火をたき男の子のみで、山の安全を願いお参りをする。	2月＝朝：赤ご飯・いわし・油揚げ 夕：味ご飯 11月＝五目ご飯・さんまご飯等 (地域により異なる)
ぼた餅	彼岸に作りお供えする。おはぎとも言う。	もち米・小豆・砂糖・塩・きな粉 えごま等
初午だんご	年が明けて初めての午の日に、まゆの形をした団子をお供えした。養蚕が盛んな頃に、よいまゆがたくさん取れるように祈願した。	米粉・湯

資料：郡上市食生活改善推進員協議会調査資料

資料一 引用文献（参考資料）

第4次食育推進基本計画（農林水産省）
第3次岐阜県食育推進基本計画（岐阜県）
令和3年度郡上市健康福祉推進計画実態把握調査
令和元年国民健康・栄養調査（厚生労働省）
令和3年度食物アレルギー給食対応調査（健康課）



第3次郡上市食育推進基本計画

令和4年
発行 郡上市
編集 健康福祉部健康課
〒501-4607
岐阜県郡上市大和町徳永 618 番地
電話 0575-88-4511
Eメール：kenkou@city.gujo.lg.jp